

(一社) 日本女子大学教育文化振興桜楓会  
桜楓会新入生奨学金  
平成 30 年度募集要項

1. 名称

桜楓会新入生奨学金

2. 趣旨

将来にわたり一般社団法人日本女子大学教育文化振興桜楓会会員として、母校への支援および社会貢献ができる学生を育成することを目的としてこの奨学金を給付する。

3. 応募の対象者

- ・この奨学金の趣旨を理解し、意欲を持って自ら応募する意思を持つ本年度の学部新一年次及び大学院博士課程前期新一年次の桜楓会準会員の学生

4. 給付金額

学部学生 年間 5 万円 (4 年間にわたって、年に 1 回同額を給付する) 総額 20 万円

大学院学生 年間 5 万円 (2 年間にわたって、年に 1 回同額を給付する) 総額 10 万円

5. 授与者予定数

5 名以内 (各学部 1 名、及び大学院 1 名)

6. 応募方法

以下の所定用紙を日本女子大学学生生活部学生課に提出のこと

①「桜楓会新入生奨学金」応募願書

② 作文 (1,200 字程度)

内容 ①大学において何を学びたいか②将来の目標③桜楓会に望むこと に言及し、所定の用紙に必要事項を記入の上、所定の字数で手書きのこと。

7. 申込時期

平成 30 年 6 月 (大学の指示に従うこと)

8. 審査方法及び通知

申請書類をもとに日本女子大学で選考、候補者を決定し、桜楓会にて面接を行い、授与者を決定する。結果は書面により大学を経由し本人に通知する。

9. 奨学金授与時期及びその方法

10 月～11 月 (詳細は改めて授与者に通知する。)

10. 奨学生の義務

- (1) 日本女子大学を卒業するまでの間、日本女子大学及び一般社団法人日本女子大学教育文化振興桜楓会の歴史、事業等を理解するよう努めること。
- (2) 日本女子大学を卒業するまでの間、学業に支障のない範囲で桜楓会の活動、企画等に協力すること。

\*この奨学金を受けたものが、卒業を待たず、他大学に編入手続きをした場合、桜楓会は授与した奨学金の返還を求めることがある。

以上